

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年5月22日

多摩市議会議員 折戸 小夜子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 食料自給率向上の抜本的な対策を
- 2 高齢者の孤独・孤立の対策

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和6年5月22日	No. 7
	午後4時3分	

項目別質問内容

1. 食料自給率向上の抜本的な対策を
日本の食と農の現状は危機的な状況と言わざるを得ません。カロリーベース食料自給率は38%と先進国といわれる国の中で飛びぬけて低く、さらに昨年のロシアとウクライナの戦争以降、お金を出しても思うように食料が手に入らない状況になっています。
輸入食料・飼料・燃料が高騰し、多くの食品や資源を輸入に依存している我が国は危機的状況です。
この状況下で農業の憲法である「食料・農業・農村基本法」が25年振りに4月19日衆議院本会議で若干の修正を加えただけで賛成多数で可決され、参議院に送られています。
その新基本法の原案には、食料自給率向上の抜本的な対策の強化など言及されていない内容です。
持続可能な社会の基本は食料自給の確立に向けて自治体からも声を上げる必要があると考え以下質問します。
(1) 日本の食料自給率は38%という数値に対して、市としてどう認識されているか伺います。
(2) 国際社会の新たな潮流として、小規模な家族農業によるアグロエコロジー（生態系と調和した持続可能な農と食の在り方）への転換を推奨しています。地球規模の気候変動に対応するために大規模で企業的農業から小規模農業によるアグロエコロジーへ早急な転換が必要ではと考えますが、見解を伺います。
2. 高齢者の孤独・孤立の対策
4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、その目的は孤独や孤立を本人の内面にとどめない社会的課題ととらえ、予防を進めるとされています。
国の推計では自宅で孤独死した高齢者は年6万8千人に上っています。
引きこもり状態である15歳～64歳も146万人いるとされ、小中高生の自殺は年500人超と過去最高なレベルが続いています。このような社会状況の中で、孤独にさいなまれ、孤立状態に陥るリスクは誰にもあるけれど、苦しみを抱え込まず、つながりを感じられる地域社会を作らなければならぬと以下質問します。
(1) 多摩市での高齢者のひとり暮らしの実態について伺います。
(2) 多摩市高齢者見守り相談窓口の活動と実績と課題について伺います。
資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）
① 地区別の65歳以上の人口及びひとり暮らしの人数の一覧表

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 6（2024）年 5 月 22 日

多摩市議会議員 し の づ か 元

多摩市議会議長 三 階 道 雄 殿

質問項目

- 1 「子どもまんなかの多摩市」実現に向けて
- 2 連光寺 6 丁目農業公園づくりについて

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 6 年 5 月 22 日	No. 8
	午前 10 時 51 分	

1 「子どもまんなかの多摩市」実現に向けて

新型コロナウイルス感染症の感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に変更されてからおよそ1年が経過しました。市民生活や社会活動、子どもたちの学びの場や保育の場でも、コロナ禍以前の活気が戻ってきていると感じています。

この間、阿部市長のもと多摩市では、市民の生活と福祉に寄り添い、未来を見据えた様々な施策を立ち止まることなく推進してこられました。パルテノン多摩の大規模改修に合わせてオープンした「こどもひろばオリーブ」、多摩市立中央図書館は開館からおよそ1年が経過した本年もにぎわいを見せています。

また、昨年11月にスタートした第六次多摩市総合計画では「つながり、支え、認め合い、いきいきとかがやけるまち 多摩」を掲げ、市政運営に取り組んでいます。特にこれまで以上に力を入れている点は、環境との共生、健幸まちづくりの推進、活力・にぎわいの創出であり、これらを串刺しにし、未来を創造する政策として「子どもまんなか社会の実現」があると認識しています。

今回の一般質問では、子どもまんなかを掲げる多摩市の現状と課題、具体的な取り組みについて以下質問いたします。

（1） 保育園の待機児の状況とその対策について伺います。

- ① 令和6（2024）年4月当初時点での市内認可保育園の空き定員の状況と待機児童の状況についてお答えください。
- ② 待機児の発生、あるいは空き定員の発生に地域的な偏りがあるのか、またその傾向について伺います。
- ③ 令和7（2025）年度以降の数年間の保育需要予測について伺います。
- ④ 待機児童対策として、これまでのように保育所を誘致・開設していくのか？または別の手法をとるのか？市長のお考えを伺います。

これまでに私も何度か一般質問等、議会で取り上げていますが、実際、近隣の町田市では7年前より駅前保育送迎ステーションを開設し、待機児童が生じているエリアから、空き定員のある認可保育所や認定こども園に移送するサービスが展開されています。この駅前保育送迎ステーションの導入について、多摩市としての検討状況と今後の見通しについても伺います。

（2） 学童クラブの待機児の状況とその対策について伺います。

- ① 令和6（2024）年4月当初時点での市内学童クラブの空き定員の状況と待機児童の状況についてお答えください。
- ② 新たな学童クラブの待機児対策として、今議会にも補正予算案が提案されていますが、具体的な待機児童対策の取り組み内容と、現時点での利用状況について伺います。
- ③ 学童クラブと関連して、放課後子ども教室の委託事業の試行が本年9月までであったと記憶していますが、その後の方向性などについて、現時点でお考

えになっていることについてお聞かせください。

(3) 今年度の新規事業について伺います。

令和6(2024)年度当初予算の中でも、「こども誰でも通園制度」や「こどもまんなかフェス」など新規事業が提案され、多摩市の子どもまんなか施策に大変期待しているところです。令和6(2024)年度がスタートして、まだふた月ではありますが、これまでの進捗状況と今後の展望などについて以下質問いたします。

- ① こども誰でも通園制度の申請状況と利用状況について伺います。
- ② (仮称)こどもまんなかフェスの準備状況や、現時点での事業内容について伺います。

2 連光寺6丁目農業公園づくりについて

前回3月の本年第1回多摩市議会定例会での令和6(2024)年度当初予算審議のなかで、連光寺6丁目農業公園づくり事業について、いったん立ち止まるべきとの見解で、基本設計委託料を削除する内容の修正予算案が出されました。

修正案は否決され、無事、原案が可決されたわけですが、私は、定例会最終日の令和6(2024)年度当初予算案に対する討論でも申しあげた通り、東京都が定めた保全計画書に沿った当該地の保全や活用を、早期かつ着実に進めるべきと考えています。

「連光寺・若葉台里山保全地域」、連光寺6丁目農業公園づくり事業について、改めて整理しますと、令和2(2020)年11月、約1.4haの用地が東京都の自然保護条例に基づく「里山保全地域」に追加指定されるにあたって、動植物や環境の専門家も委員に含む、都の自然環境保全審議会で様々な議論がなされ「保全計画書」が策定されています。

その「保全計画書」には、当該地の「里山環境」や「農地」を保全していくという保全の方針に加えて、地域や住民が保全地域に関わる・学ぶ・体験するという、活用の視点も重要との方向性が示されています。また、その活用にあたっては、必要最小限の管理施設を設けること、その設置場所は、保全エリアの南の端の都道沿いの場所が望ましいこと、その際に雨水の浸透に配慮すること、などの整備方針も示されています。

つまり、東京都が定めた「保全計画書」に沿って、保全地域内の希少動植物が生息する貴重なエリアも含め、当該地を適切に保全し、また活用して、市民の皆さんに環境や農地の大切さ、健幸まちづくりへの効用等を知って頂くためには、当初予算に計上している「基本設計」はもちろんのこ

と、その後の実施設計や施設整備なども、早期に、着実に進めていくべきと考えています。

そこで、予算審議からまだ間もない状況ではありますが、現在の進捗状況や、今年度の取り組み内容、今後のスケジュール等について伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年5月23日

多摩市議会議員 本間 としえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 気象防災アドバイザーの採用について
- 2 「大規模災害に備える携帯トイレ等の備蓄」の推進について
- 3 東京くらし防災・東京防災の活用について
- 4 在宅避難している市民に対する市の対応について
- 5 学校施設の老朽化対策・防災機能強化の推進について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和6年5月23日	No. 9
	午前10時4分	

項目別質問内容

1. 気象防災アドバイザーの採用について
気象防災アドバイザーとは、自治体の防災の現場で即戦力となる者として気象庁が委嘱した防災の知見を兼ね備えた気象の専門家です。自治体に自らのリソースとして活用することで、気象台では手の届きづらい部分まで、よりきめ細かな支援を期待することができます。
近年、異常気象による豪雨災害が頻発化しています。ここで異常気象とは、過去に経験した現象から大きく外れた現象であり、今後、地球温暖化等の気候変動により、世界的に異常気象が増加する可能性が指摘されています。
昨年6月2日、三河地方各地に大きな被害をもたらした記録的豪雨において、豊田市街地では2日午後1時までの1時間に35ミリの雨を観測し、道路の冠水などの大きな被害が発生しました。このとき、豊田市では前日の1日のうちに市立学校の臨時休校を決め、2日には市内全域に避難指示を発令するなど、豪雨に見舞われる前に、最大の警戒態勢を取りました。市がこうした態勢を取った背景には、5月31日昼ごろ、豊田市の気象防災アドバイザーからの、「台風の接近に伴い、6月2日から、1時間に50ミリの非常に激しい雨が想定される線状降水帯が形成される懸念もある」との助言でした。この気象防災アドバイザーの長年の知見と気象台の情報を基にした助言を参考に、市は翌6月1日、対策会議を開催。市民の命を守るため、市立小中学校など計104校を2日に臨時休校する方針をいち早く決めました。2日には、アドバイスが的中し、県上空に線状降水帯が発生。激しい大雨により、河川の氾濫や土砂崩れが相次ぎ、市内で100件超の建物などに被害が出ました。1級河川の矢作川も氾濫直前まで増水しましたが、学校の休校に加え、市が2日午後1時に市内全域に避難指示を素早く発令するなど最大の警戒態勢を取った結果、人的被害はゼロに抑えられました。 私たちの地域においても、異常気象による災害が発生する確率は年々増加していると言えます。この異常気象による災害を事前に予測して、適切に対応することにより地域住民の生命や暮らしを守ることが、自治体の大きな使命であります。そこで、我が地域においても、気象防災アドバイザーを採用し、異常気象による豪雨災害等に対して、災害発生前からの適切な対応がとれる体制の整備も重要だと考えます。 私が令和3年第1回定例会で一般質問した時に、「気象庁東京管区気象台の気象台ホットラインでアドバイスをもらっているが、近隣他市の状況も踏まえながら調査研究していく。」という市のご答弁を頂きました。その後の対応と見解をお伺いします。
2. 「大規模災害に備える携帯トイレ等の備蓄」の推進について
大災害発生に備えるトイレについては、令和元年の一般質問から指摘・要望

項目別質問内容

を続けていますが、この5年間で、どの程度改善されているのでしょうか。
災害はいつどこで起きるかわかりません。能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わる「トイレの問題」が顕在化しました。能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により、工事現場にあるような「仮設トイレ」が各地の避難所に届き始めたのは、発災から4日目以降と伺っています。つまり発災3日間は、自治体で「携帯トイレ」等を確保しなければならないということになります。トイレが不足することにより、特に高齢者は、飲食を控え体力が減耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど、2次災害が懸念されます。災害時のトイレ環境の改善は“災害関連死”を防ぐために不可欠な取り組みであり、被災者の「命を守る」取り組みとして重要です。
(1) 「携帯トイレ」の備蓄の現状と今後について
今回の能登半島地震が発生した被災地である石川県では約2.5万回分、基礎自治体でも約8.3万回分の「携帯トイレ」が備蓄されていましたが、全く足りず発災当初は大変な問題となりました。急遽、政府により約100万回分を超える「携帯トイレ」が追加で供給されたと聞いています。実際、消防庁「地方防災行政の現況」でも、自治体における「携帯・簡易トイレ」の備蓄は、必要量に達していない状況にあります。今回の能登半島地震では仮設トイレの目標（50人に1基）達成まで10日程度かかっており、初期対応に「携帯トイレ」「簡易トイレ」等を一定量備蓄・配備しておくことが必要です。特に重要なのが、「携帯トイレ」の備蓄であります。初期にしっかりと「通常のトイレ」において「携帯トイレ」を使用することで、「通常のトイレ」が使用可能な状況となります。逆に、ここで「携帯トイレ」の備蓄がないと、発災直後には、水が使えない場合が多く、便が溢れて、すぐに「通常のトイレ」が使用不能となるといったことが、今回の能登半島地震でも多く見られました。そうすると、「携帯トイレ」を使う場所を新たに設置しなければならなくなりますが、初期に「通常のトイレ」において、しっかりと「携帯トイレ」を使用することで、安心な環境（通常のトイレ）で「携帯トイレ」を使用し続けることができます。また、「携帯トイレ」は、コンパクトで備蓄に場所を取りません。そこで、能登半島地震での教訓を踏まえ、今後の災害に備えて、想定される最大避難者数などを基に、「携帯トイレ」の備蓄計画の見直しと同時に必要数を調達すべきと考えますが、必要数に対する備蓄の現状と今後の方針についてお聞かせください。
あわせて通常のトイレ施設が使用不能とならないように、発災直後の適切な「携帯トイレ」の使用方法を各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思いますが、見解を伺います。
(2) 介護や障害福祉施設における携帯トイレ等の備蓄について
災害時のトイレの問題で特に影響を受けられる方は高齢者などの介護が必要な方々です。厚生労働省は、高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画（BCP）

項目別質問内容

において、「携帯トイレ」や「簡易トイレ」の備蓄を求めています。残念ながら、今回の能登半島地震でも介護福祉施設でのトイレ問題が発生したと伺っています。こうした教訓を踏まえ、地域の介護福祉施設での「携帯トイレ」「簡易トイレ」の備蓄等の状況を速やかに確認し、介護福祉施設における携帯・簡易トイレの備蓄を支援していくべきと考えますが、見解を伺います。
(3) 断水時にも流せるトイレ・手洗い場・シャワーについて 過去にも紹介と要望を致しましたが、災害で水道や電気が止まっても、水洗トイレを継続して使える「洗浄水循環システム」の導入についてです。 調布市は現在、調布駅前広場に整備中の公衆トイレに、このシステムの導入を進めて、来年4月の供用開始を目指しています。これは民間企業が開発したシステムで、蓄電可能なバッテリーで稼働し、水で流した汚物を固形分と水分に分離。固形分は密閉状態でゴミとして回収し、水分は浄化处理した後に水洗用に再利用するものです。市環境政策課によると、この課程で「汚物量は通常の12分の1に削減できる。」とのこと。 トイレ環境の整備は、命を守る取り組みに通じるため、多摩市においても、駅前の公衆トイレや公園のトイレ等の整備を積極的に検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。
(4) 各家庭での携帯トイレの知識と備蓄の必要性の周知について 在宅避難をする場合の備蓄について、水や食料の他に携帯トイレの必要性をどのくらいの市民が認識しているでしょうか。停電している場合・断水している場合・下水管が損傷して流せない場合、それぞれ対応が違います。ご家族で1週間に必要な携帯トイレの数を備蓄して、使い方を家族で共有して頂くことを市民に周知して頂きたいですが、認識と見解を伺います。 また、そのために具体的な使用方法のビデオの作成や、ホームページへの掲載。防災訓練時に携帯トイレの見本の配布なども提案しますが如何でしょうか。
3. 東京くらし防災・東京防災の活用について 災害への備えを促そうと東京都発行の二つの冊子「東京くらし防災」「東京防災」が、昨年9月に改訂され、各戸配布されました。いずれの冊子も都議会公明党の推進で作成されたものです。先日、私は防災士として、市内コミュニティセンターで「東京くらし防災」を使って、日常の備えの話をさせて頂きました。本を見ながら、様々な実物の防災用品を見て頂くと、自分が何を備蓄すれば良いのかを真剣に考えて頂けるようでした。 命を守り、各ご家庭の備蓄を進めて頂くためにも「東京くらし防災」「東京防災」を活用したセミナーやグループワーク等の開催を提案しますが、市の見解を伺います。

項目別質問内容

4. 在宅避難している市民に対する市の対応について

多摩市は在宅避難を推奨し、家屋の耐震化や家具転倒防止器具設置への補助に力を入れています。多摩市約14万7千人、避難所収容可能人数は、その約1割。残り約9割の在宅避難の各ご家庭への情報発信と避難物資の配給方法などをどのようにお考えでしょうか。

5. 学校施設の老朽化対策・防災機能強化の推進について

(1) 昨年、4月26日に福岡県北九州市、10月17日に埼玉県久喜市において、学校施設の老朽化に起因する外壁の落下事故が発生しました。いずれの校舎も、築40年以上経過していて老朽化が進んでおり、今後、重大な事故につながる恐れも否めない状況となっています。また、能登半島地震においても多くの学校施設が地域住民の命を守るための避難所となりました。外壁落下防止や体育館のエアコン設置等、学校施設の老朽化対策・防災機能強化は早期に対処しなければならない重要な課題であります。

事故後の文科省の対応として、昨年12月には、法令等にもとづく専門家による点検の適切な実施。また、日常的な点検等で異常を発見した場合には専門家に相談する等、学校施設の維持管理の徹底を図る旨、全国の教育委員会へ通知されましたが、多摩市の学校施設の築年数状況と建築基準法第12条に基づく調査・点検の状況と今後の計画を伺います。

(2) 学校施設の老朽化対策や防災機能強化（体育館空調・バックアップ電源の整備やトイレの洋式化等）の課題を多摩市も抱えています。文科省としては、令和3年度～7年度に掛けて国土強靱化5か年加速化対策の取り組みとして推進中で、「長寿命化改良事業、防災機能強化事業（学校施設環境改善交付金）」がありますが、多摩市の令和7年までの修繕や改修の計画を伺います。

(3) 体育館空調・バックアップ電源の整備やトイレの洋式化等中心の現行計画に加えて老朽化対策に外壁落下対策もしっかりと含めて対処していくべきですが、市の見解を伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年5月23日

多摩市議会議員 いちち 恭子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 身寄りのない高齢者への支援について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年5月23日	No. 10
	午前11時25分	

項目別質問内容

1 身寄りのない高齢者への支援について
いわゆる団塊の世代が後期高齢者ゾーンへ入る時代となり、日本の高齢化対策もいよいよ正念場を迎えています。現役世代が減少する一方のいま、増え続ける高齢者を「誰が」「どのように」地域で支えていくのか、非常に重要かつ地道できめ細やかな努力が必要な課題と思われます。 同居家族があっても「介護」は対応の難しい分野ですが、とりわけ厳しい状況なのが単身の高齢者、もしくは高齢者のみの世帯です。「誰が」の答えを始めて言ってしまうと、そこにただ一つの正解が存在するわけではありません。行政や社会福祉協議会、各種民間事業者を含めた地域ぐるみのサポート体制づくりが必須となります。 とは言え日常的な支援から医療・介護面のケア、あるいは経済的困難まで、支援を要する分野は多岐にわたります。また、どれだけの期間サポートが必要かも人それぞれで、場合によってはかなり長期的な対応を考えなければなりません。更に、家族以外の人間がサポートするとなった際、誰にどこまで権限があり誰が何を担うのか、という規定や区分はほとんど不明確なのが実情です。民間と行政の連携を進めると一口に言っても、確定したルールや役割分担がない中では、支援側の一部に無理なしを寄せが行ったり、当事者に必要な支援が届かないといった事態も危惧されます。 市内には介護業者の新規参入がある一方、地元の通所・訪問サービスがいつの間にか終了している所もあり、高齢世帯の方々から将来への不安を伺う機会は決して珍しくありません。多摩市を安心できる“終の棲家”としていただくために何が必要か、以下いくつかの質問で確認したいと思います。
(1) 高齢者への支援は大まかに言って日常生活支援、医療・介護等の専門的ケア、権利擁護の3点に分かれると思いますが、日々の暮らしの中ではこれらが常に整然と区分できるわけではありません。買い物支援の一環として貯金を下ろすよう頼まれたらどうするのか、入退院の手続き時に家族のない方はどうするのか、体力・判断力が衰えた高齢者の支援には無数の悩みや迷いがつきまといまいます。「やむを得ずの対応」がトラブルに繋がった場合、それらは更に深刻化するでしょう。
① 高齢者支援を担うセクションとして地域包括支援センター、社会福祉協議会、また高齢者見守り窓口等が筆頭に思い浮かびますが、これらの機関で「身寄りのない高齢者サポート」について情報や意見の交換はしていますか。
② 高齢者本人だけでなく支援者や民間業者から高齢者ケアに関わる相談があった場合、市や①の関係者はどのような対応を取りますか。

項目別質問内容

(2) 高齢化が進む地域社会で、自治会や管理組合の役割はいつそう重要なものとなっていますが、まさに高齢化によって自治組織が機能しなくなっている街区があらわれつつあります。市としての事態把握と展望をお聞かせください。

(3) 地域密着型の介護サービス事業者からも、人手不足や報酬減により悲鳴のような相談や悩みが寄せられます。廃業を視野に入れている事業者もありますが、地域で緊密な関係を築いてきた場所がなくなれば高齢者も職員も困るはずです。この点についても、市の事態把握と展望を伺います

(4) 「身寄りなし」「高齢」に「低所得もしくは無収入」の要素が加わると、事態は更に深刻度を増します。生活困窮支援や生活保護の現場では、高齢者福祉や介護の所管とどのように連携を取り対応していますか。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 市内単身高齢者世帯数及び高齢者のみの世帯数
- ② ①のうち、生活保護を受けている世帯数
- ③ 市内地域密着型サービス等の施設数及びその分布
 - ・小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス含む）
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間対応型含む）
 - ・地域密着型通所介護（認知症対応型含む）
 - ・療養通所介護
 - ・認知症対応型グループホーム
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ④ 市内特別養護老人ホームの利用状況
- ⑤ 市外特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に入っている多摩市民の数

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 6 年 5 月 2 3 日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 多摩市における子どもを持つ DV 被害者への対応について
- 2 日医大移転・建替えについて

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 6 年 5 月 2 3 日	No. 1 1
	午前 9 時 3 1 分	

1. 多摩市における子どもを持つDV被害者への対応について

先月の5月17日の参院本会議において、離婚後も父母の双方が親権を持つ、共同親権を導入する改正民法が成立しました。離婚後親権のあり方を見直すのは1947年以来77年ぶりとなり、子どもの養育環境を大きく変える改正と言えます。

離婚後も父母が養育に関わることを肯定的にとらえることは理解できますが、父母が対話できる関係であれば、互いに子どもの権利や意志を尊重し、子どもが双方の間を行き来することは改正前の法律でも可能でした。

にもかかわらず、今回改正されたことで、DVや虐待に関する申し立て件数が増加し、家裁が適切に判断できなくなるのではないかと等の不安が広がり、離婚当事者らによる反対集会が各地で行われました。

改正民法は、父母の一方が拒んでも家裁の判断次第では離婚後、共同親権となりうる内容です。元配偶者との関係が良好でない不安な日々を送るひとり親を過酷な環境に追い込み、子の進学、医療、修学旅行、転居、パスポートの取得などといった際にも、配偶者と協議する義務が生じることは、しわ寄せが子どもにまで及ぶ法改正となったと感じます。

さて、国がこのような法改正を進める頃、DV被害に遭われた市民の方から、実際に多摩市で体験されたことについてご相談がありました。

それを踏まえ以下、質問します。

- (1) 多摩市にお住まいのDV被害者が、DV被害者であることを多摩市で証明する際、シェルターにおける相談歴を有効とすることに問題があるのか伺います。
- (2) 庁内では、警察の支援措置を受けたことと、DV被害者であることの証明が同等のものであるとの認識であるのかを伺います。
- (3) DVを受けている当事者が加害側から本市に逃れてきた際、保育所入所の逼迫度が高いことは容易に想像できます。市は、保育所入所申請の際、不存在の証明を基本指数として点数化していますが、市が規定している不存在の証明書の欄には、離婚を前提とした調停等が判断できる書類が記載されています。しかしながら、当事者の大変な逃避状況を考慮するなら、このような書類を提示できないことが想定されますが、市の認識を伺います。
- (4) 女性支援法が施行され改正民法も成立した中、ワンストップでのDV支援はますます重要な視点と言えます。事実上世帯が分離していることで、制度や支援の周知が行き届きにくい可能性があります。DV被害者の方のワンストップ的な周知の仕方を考えられないかお聞きします。
- (5) DV被害者の市民の方から、子育て支援課と女性センターの連携が乏しい実態をお聞きしました。子育て中のDV被害者は多いと感じますが、部横断の連携は欠かせません。それぞれの所管に見解をお聞きします。

2. 日医大移転・建替えについて

2021年3月議会において、「日本医科大学永山病院の移転・建替え事業に対する市の財政支援については、支援の対象や規模、当該病院跡地の取り扱いを含め、意思形成過程を市民と共有するよう市に求めて下さい。また議会においても議会の意思形成過程が市民に見える形で議論を深めて下さい。」との陳情が提出されました。

市は広大で平らな旧東永山小学校跡地を手放して、崖に囲まれたUR局舎(旧多摩ニュータウン事業本部)跡地の土地と交換しましたが、駅に近い土地の価値は高く、市は差額を支払う形での交換でした。

折しもコロナ禍にあり、日本医科大学永山病院の今後への不安の一方で、民間事業者への事業支援に対する市の意思形成過程を共有したいと思うのは自治基本条例の賜物でもあり、私たち会派は陳情に賛成しました。

さて、あれから3年が経ちましたが、市民が知っているのは未だ、「市は旧東永山小学校跡地と交換したやや駅近のUR局舎跡地に、日医大を新築してもらうらしい。」「ただ日医大からの7つの要望が立ちはだかっているらしい」ということだけです。

中間報告として、そろそろ市民に情報をお伝えするべきではと感じ、以下質問します。

- (1) 市民は現在の場所の日医大の老朽化について不安に感じていると思いますが、市の受け止めをうかがいます。
- (2) 2018年、URと多摩市は土地交換の確認書を締結していますが、この確認書と多摩市が日医大と交わした確認書は、法的には同じ効力があるのかお聞きします。
- (3) URとの土地交換をした日医大の代替地(UR局舎跡)について、日医大から市に複数の要望が出されていましたが、現在、それらの要望はどのように整理されたのでしょうか。
- (4) 市は日医大に対し、UR局舎跡地のレッドゾーン(土砂災害特別警戒区域)を整備し、土地交換の際には、駅近の土地の価値に伴う土地価格の差額を支払ったうえで、土地を無償貸与するとしました。市は、日医大が代替地に移転しない可能性について、昨年の3月議会の一般質問において、「移転するかは、私たちの希望的観測であって移転しない可能性もあるのか」と伺ったところ、「確認書を締結している。今までの経緯、確認書からも、市が用意した旧多摩ニュータウン事業本部用地で移転建て替えが行われると認識しています。」と答弁しましたが、陳情の提出後3年経過した中、未だ進捗が説明されないことから、市民に不安が広がっています。

移転がなされなかった場合、確認書はどんな効力を発揮するのでしょうか？市は、弁償等を要求出来るのでしょうか？

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 26市のうちシェルター歴をDV証明としている自治体一覧
- ② 保育園の申請に必要な書類のうち不存在の証明として、DV証明、シェルター歴、警察への支援措置申請を含めている自治体一覧